

囲碁ボールを楽しむために！

ニュースポーツ 囲碁ボールは、「囲碁ボール指導員認定証」保持者の立ち合いのもとで行うニュースポーツです。

イベント等で囲碁ボールを開催する場合の手続きは、次のとおりです。

1 会場の確保

囲碁ボールは原則として、屋外での開催はできません。

(公民館や小中学校の体育館等で使用してください。)

2 囲碁ボールセットの利用申請 (①または②)

① スポーツ事業課に連絡し、借用の予約をする。

② 下記の公民館に連絡し、借用の予約をする。

・須賀公民館	☎21-2152	・金田公民館	☎31-2136
・花水公民館	☎31-3824	・旭南公民館	☎31-2255
・大野公民館	☎55-0711	・城島公民館	☎55-1525
・八幡公民館	☎23-5528	・旭北公民館	☎21-2221
・四之宮公民館	☎55-0655	・岡崎公民館	☎58-1826
・中原公民館	☎32-7372	・南原公民館	☎33-9800
・松が丘公民館	☎33-6311	・大神公民館	☎55-5040
・神田公民館	☎55-0239	・金目公民館	☎58-0101
・横内公民館	☎54-0118	・土屋公民館	☎58-0833

3 申請書の提出

「囲碁ボール事業 申請書」の必要事項を記載してスポーツ事業課に提出ください。
(申請書は各公民館にあります。また、当財団のホームページからもダウンロード
できます。電子メールやFAXでの送付も可能です。)

お問い合わせ

公益財団法人平塚市まちづくり財団 スポーツ事業課
平塚市見附町31-10
火曜日～土曜日 8:30～17:00 ☎35-0102